

感染症の予防及びまん延防止のための指針

特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき

1. 目的

本指針は、感染症の予防及びまん延防止を図ることにより、利用者及び職員の安全を確保するとともに、事業の継続的かつ安定的な運営を維持することを目的とする。

2. 基本方針

①持ち込まない ②広げない ③持ち出さない
標準予防策を基本とし、早期発見・早期対応を徹底する。

3. 感染症対策体制

管理者を感染症対策責任者とし、感染症対策委員会を設置する。

4. 平常時の対策

手指衛生、マスク着用、健康管理、環境消毒を徹底する。

5. 感染症発生時の対応

報告、隔離、接触者把握、消毒、関係機関連絡を行う。

6. 研修

年1回以上の研修及び実技訓練を実施する。

7. 記録・報告

感染症発生時は記録を作成し、必要に応じ行政へ報告する。

8. BCP との連動

感染症発生時も事業継続できる体制を確保する。

9. 見直し

6か月に1回以上見直しを行う。

附則

本指針は令6年4月1日より施行する。